

(公印省略)  
教総第1381号  
教教第3257号  
令和2年3月2日

各課長  
各地方機関の長  
各教育機関の長  
各県立学校長  
様

兵庫県教育長

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当分の間、職員が下記に掲げる場合に該当する場合には、職員の勤務時間、休暇等に関する規則第17条第1項第20号に規定する「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合」として取り扱い、特別休暇の取得を承認することとしましたので通知します。

ついては、今回の取扱いについて職員に周知すると共に、下記に留意の上、その取扱いに遺漏のないよう願います。

なお、非常勤嘱託員等の非常勤職員についても、同様に正規職員に準じて取り扱うこととし、出勤することが著しく困難であると認められる場合は報酬等の減額は行わないこととします。

各教育事務所にあつては、管内各市町組合教育委員会に対し、このことを通知願います。

記

- 1 出勤することが著しく困難であると認められる場合
  - (1) 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条において準用する検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留の対象となった場合
  - (2) 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部（内閣設置）決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
  - (3) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

## 2 留意事項

- (1) 休暇の承認にあたっては、県民から不信や批判を招くことがないように適切に取り扱うこと。
- (2) 今回の通知による特別休暇を申請する場合は、休暇簿の備考欄に理由を明記すること。
- (3) 1 (3) における、「勤務しないことがやむを得ないと認められる場合」を例示すると、以下のとおりである。
  - 例1) 学童保育等に子を預けることが不可能で、職員以外に当該子の世話をする者がいないこと
  - 例2) 単に子の学校が休業になっただけでなく、子の世話をを行うため勤務しないことに特段の理由があること（特に中学校、高校の場合）

○新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の取扱いについて（通知）

令和2年3月2日 教総第1381号、教教第3257号  
各課長、各地方機関の長、各教育機関の長、各県立学  
校長あて 兵庫県教育長

[沿革] 令和2年3月30日教総第1439号、教教第3484号改正

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当分の間、職員が下記に掲げる場合に該当する場合には、職員の勤務時間、休暇等に関する規則第17条第1項第20号に規定する「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合」として取り扱い、特別休暇の取得を承認することとしましたので通知します。

については、今回の取扱いについて職員に周知すると共に、下記に留意の上、その取扱いに遺漏のないよう願います。

なお、非常勤嘱託員等についても、正規職員に準じて取り扱うこととし、出勤することが著しく困難であると認められる場合は報酬等の減額は行わないこととします。

各教育事務所にあつては、管内各市町組合教育委員会に対し、このことを通知願います。

## 記

### 1 出勤することが著しく困難であると認められる場合

- (1) 検疫法（昭和26年法律第201号）第34条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条によって準用される検疫法第16条第2項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合
- (2) 感染症法第7条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条によって準用される感染症法第44条の3第2項の規定に基づき、職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき
- (3) 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

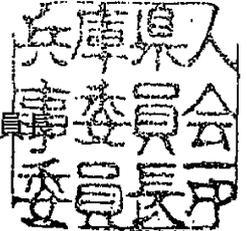


兵人委第1415号

令和2年3月30日

各任命権者様

兵庫県人事委員会委員



「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正について（通知）

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第60号）が施行され、新型コロナウイルス感染症が感染症法第44条の3第2項に規定する外出の自粛要請等の対象とされたこと等に伴い、「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（令和2年3月2日付け兵人委第1379号）」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知します。

新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部において内閣総理大臣から出された小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の臨時休業の要請等を踏まえ、当分の間、職員が下記に掲げる場合に該当するときは、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）第17条第1項第20号の休暇に規定する出勤することが著しく困難であると認められる場合と取り扱って差し支えないもの</u>とします。</p>	<p><u>新型コロナウイルス感染症対策に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）等を踏まえ、当分の間、職員が下記に掲げる場合に該当するときは、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）第17条第1項第20号の休暇に規定する出勤することが著しく困難であると認められる場合と取り扱って差し支えないもの</u>とします。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 <u>新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条において準用する検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留の対象となった場合</u></p> <p>（新設）</p> <p>2 <u>職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、<u>新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</u></u></p> <p>3 <u>新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</u></p>	<p>1 <u>検疫法（昭和26年法律第201号）第34条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条によって準用される検疫法第16条第2項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合</u></p> <p>2 <u>感染症法第7条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条によって準用される感染症法第44条の3第2項の規定に基づき、職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる<u>正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</u></u></p> <p>3 <u>職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</u></p> <p>4 <u>新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</u></p>

## 2 留意事項

- (1) 休暇の承認にあたっては、県民から不信や批判を招くことがないように適切に取り扱うこと。
- (2) 今回の通知による特別休暇を申請する場合は、休暇簿の備考欄に理由を明記すること。
- (3) 1 (4) における、「勤務しないことがやむを得ないと認められる場合」を例示すると、以下のとおりである。

例1) 学童保育等に子を預けることが不可能で、職員以外に当該子の世話をする者がいないこと

例2) 単に子の学校が休業になっただけでなく、子の世話をを行うため勤務しないことに特段の理由があること（特に中学校、高校の場合）